

虐待防止のための指針

特定非営利活動法人ジーエイチネットワーク

<対象事業所(部門)>

- 1) 生活ホーム和気あいあい
- 2) 居宅ケアサービス和気あいあい
- 3) 訪問看護リハビリステーション和気あいあい
- 4) 訪問介護ステーション和気あいあい
- 5) 福祉用具和気あいあい
- 6) 定期巡回和気あいあい24
- 7) 夜間対応型訪問介護和気あいあい

人員、施設及び運営に関する基準に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 当法人の各事業所(部門)における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。当法人の各事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当法人が掲げる理念を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、各事業所(部門)の運営規定に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を資料1のような行為として整理します。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、各事業所(部門)のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当社の各事業所(部門)の職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及び、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所(部門)内の組織に関する事項

(1) 虐待防止(身体拘束適正化)検討委員会の設置

各事業所(部門)の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「当法人は虐待防止(身体拘束適正化)検討委員会(以下、委員会)」を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、本部長、事業部長、各部門長とします。また、外部有識者として顧問弁護士を構成員とします。外部有識者の協力を積極的に努めますが、必要に応じて、地域包括支援センターや柏市指導監査課・高齢者支援課に相談・助言を求めます。

委員会の責任者として委員長を置き、これを本部長が務めます。

また、副委員長を事業部長とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下、担当者)」とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
本部長	委員長(責任者) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
事業部長	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
各部門長	虐待防止対策の周知・進捗管理 利用者・家族等への説明・相談対応
外部有識者(顧問弁護士等)	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年1回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化

委員会との共催(毎回)とします。

重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。その際、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

(4) 委員会における検討事項(掌握事項)

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止(身体拘束適正化)検討委員会の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、柏市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各部門長より回覧するなどして周知徹底を図ります。

〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報(通報先は地域包括支援センターまたは市役所)が行われたかどうかの確認
- 事例検討
 - 家庭内の虐待(養護者による虐待)の事例検討○
 - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
 - 当該事業所職員による虐待の事例検討 身体拘束を行なった事例検討
 - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
 - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
 - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する
- 事業所(部門)の事例対応の適切さに対する評価と助言
- 事業所(部門)の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
 - 研修会の開催(市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可)
研修を事業所(部門)職員全員が受けられるよう配慮する。(市や地域包括支援センター等が行う研修会や外部機関のアーカイブ等の視聴で代用可)。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。それゆえ、全職員の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省(過去の行為などについて深く考え直すこと)が必要となります。これらのことから、高い知識と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

(1) 定期開催

全職員に対し、年1回の研修会を実施します。なお、厚生労働省の発行するマニュアルを活用します。県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできます。

定期開催の研修会に参加していない(または参加できない)職員には、議事録の閲覧、録画の視聴、お茶の水ケア学院の研修録画などをもって、研修会に参加したものとします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を実施します。

(3) 外部研修会へ参加

県や市、地域包括支援センター、お茶の水ケア学院が行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行います。

また、全職員がお茶の水ケア学院にある「高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴ができるように配慮します。

(4) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止(身体拘束適正化)検討委員会により定めます。

- ①自身の介護状況の振り返り
- ②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ③本指針及び「法人内虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ④虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法
- ⑤委員会の活動内容及び委員会における決定事項

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、実施記録を作成し、使用した資料とともに、文書管理規定に則り保管・管理します。

(6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

(1)市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生します(高齢者虐待防止法第7条第2項)。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに柏市役所・指導監査課または高齢者支援課へ通報してください。その後、委員会の構成員もしくは、管理職に報告をお願いします。但し、委員会の構成員や管理職への報告は強制するものではありません。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請してください。

また、通報者の秘密は守られます(高齢者虐待防止法第8条、第23条)。通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

目前で暴力が行われているとき	110番へ
医療がすぐに必要な病気やけががあるとき	119番へ

(2) 事業所(部門)内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、柏市役所・指導監査課(または地域包括支援センター)に通報した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

1 当該利用者の心身状況の確認・安全確保

②柏市地域包括ケア推進課への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報

③法人、家族等への報告(第一報)

④関係職員への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認

⑤委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の

決定

⑥事後対応及び再発防止策の周知・実行

⑦関係者への報告(第二報以降適時)

⑧必要に応じた懲罰委員会への報告

⑨委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

⑩虐待事例の事例検討会の実施

(3) 千葉県及び柏市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力

千葉県及び柏市から、高齢者虐待等に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じる。

なお、虐待かもしれない感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたときには、委員会に「虐待ヒヤリハット報告」をする必要があります。

(2) 事故報告、ヒヤリハット報告

委員会の指示に従います。

(3) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットの取り扱い

委員会は、自己報告及びヒヤリハット報告に虐待が疑われる事例が含まれていないかを確認をします。虐待が疑われるような事例を発見した場合は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、地域包括支援センター、柏市を適宜紹介します。

成年後見制度の概要は、資料2を参照してください。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に来所した方及び当施設の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所(部門)内に保管します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 「虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて、改定された「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

(2) 他機関との連携

県、柏市、及び他施設・他事業者との連携の機会及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ります。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。

資料 1 高齢者虐待の種類

- 身体的虐待: 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
例)
 - ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
 - ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
 - ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為
 - ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 など

- 介護等放棄: 衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること
例)
 - ①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている
 - ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、使わせなかったり放置する

- 心理的虐待: 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心的外傷を与える言動を行うこと
例)
 - ①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

- 性的虐待: わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること
例)
 - ①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為または強要

- 経済的虐待: 財産を不当に処分したり、その他不当に財産上の利益を得ること
例)
 - ①本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

資料2 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

○成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することとなります。

- ①法定後見制度:判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人(以下成年後見人等とする)が本人を保護、援助する制度。
- ②任意後見制度:本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

○成年後見制度の申立者

法定後見制度を利用するための申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が低下している場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがあります。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市長村長が申立人となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るたゆみなき努力が必要です。